

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 6 月 8 日現在

機関番号：32665

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2013～2015

課題番号：25380205

研究課題名(和文)再考：米国の移民法 人・物の移動規制と国家の変容

研究課題名(英文) U.S. Controls on Immigration, Exports and Technology Transfer and the Future of the Nation-State

研究代表者

加藤 洋子 (KATO, Yoko)

日本大学・国際関係学部・教授

研究者番号：00182345

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,300,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、情報技術革命下で進んできている国家の変容について、米国の移民法と「人・物の移動」を切り口にして追究した。従来の移民研究では人に重点がおかれるが、本研究の主眼は、21世紀における国家の変容の分析にある。そのために、人の移動規制のみならず物や技術移転に対する規制などを総合的にとらえ検討した。米国の国家としての変容は、3つのレベル(人民[合法・不法移民を含む]、州、連邦政府)で見ることが必要であり、とくに人民と州のレベルでの変化と連邦政府との相克の分析が、21世紀の展望を得るには重要になる。

研究成果の概要(英文)：This study discusses how the role of the nation-state has changed and will change, focusing on U.S. controls on immigration, exports and technology transfer. Among the three levels ([1]people including legal and illegal immigrants,[2]state and [3]federal governments), the analysis of conflicts between the first two levels and the federal government is important to get a perspective on the future of the nation-state in the 21st century United States.

研究分野：社会科学

キーワード：人の移動 移民 アメリカ 輸出規制 国際関係 情報技術革命 国家の変容 国家・国境・境界

1. 研究開始当初の背景

本研究は、筆者による基盤研究(C)「人の移動、科学技術の教育・研究と輸出規制 米国の安全保障政策との関連から」(平成 21～24 年度)の成果をもとにしている。

筆者は、もともとは(第二次世界大戦後に米国が主導した)対共産圏輸出規制政策の進展とその国際的な広がりを、米国の国家基盤の形成という観点から研究していた(その成果は、『アメリカの世界戦略とココム 1945 - 1992 転機にたつ日本の貿易政策』(有信堂、1992 年)として出版)。この研究では、輸出や技術移転に対する米国の連邦政府の政策に焦点をあてたが、移民に関しては『日本経済新聞』に論考を書いて以降(山内昌之他編『入門 世界の民族問題』日本経済新聞社[1991 年]所収)折に触れて書いてはいたものの、筆者自身も輸出規制と移民規制は別分野として長い間とらえていた。

そうした状況に対し、2005 年に「みなし輸出規制」をめぐる論争が米国で起き、輸出規制と移民規制が一体化していることに筆者はあらためて注目するようになった。ちなみに「みなし輸出規制」とは、口頭や視察などによる技術移転といった、「輸出とみなされうる」場合に適用される規制である。この論争をきっかけにして、人の移動規制、輸出規制、技術移転や留学生の規制といったものが一体となって米国の国家基盤を形成していること、そして、これらについての総合的な分析が、21 世紀の国家の変容を検討するには必要と考えるようになった。そうした視点からの研究は、上記の「人の移動、科学技術の教育・研究と輸出規制」でもなされたが、本研究ではその研究成果をもとにして、米国の国家基盤の特色と今後に予想される国家の変容について分析を進め、さらに発展させた。

2. 研究の目的

21 世紀に入り、情報技術革命が一段と急速に進展しているが、こうしたなかでウェストフ

ァリア条約以来ともいわれる主権国家を基盤とした国際関係が大きく変化していくことが予想される。本研究は、「再考：米国の移民法 人・物の移動規制と国家の変容」と題しているが、研究の重点は、移民法ではなくて、移民法や移民政策などの分析を基にして、米国における国家基盤の形成、その特色と国家の変容に光をあてることにある。

米国では、英領植民地時代の遺産として、建国後も州権が強い。米国の国家基盤を分析する場合、少なくとも人民、州、連邦政府のレベルで検討する必要がある、また、人民については、移民(合法、不法移民を含む)との関連からも見ていかななくてはならない。国家としての米国がいかなる形をもっているのか この問題は、「50 州からなる米国」「連邦政府と州政府からなる米国」といった一般的イメージで語られやすい。しかし、米国の国家基盤を形成しているのが何なのか、より深い追究が必要である。本研究は、人や物・技術などの移転を巡る規制に焦点をあてて、従来にはない米国の国家分析をめざしたものである。

3. 研究の方法

研究方法は、第一次資料を用いた実証研究である。米国での公文書館や議会図書館で資料調査をしたほか、インターネットを通じても多くの第一次資料を得て研究を行った。

4. 研究成果

これまでの研究の成果として、『人の移動のアメリカ史 移動規制から読み解く国家基盤の形成と変容』(彩流社、2013 年)を、研究期間中に出版することができた(文献リストの図書)。拙著(図書)では、人や物、技術の移動に対する規制を切り口にして、英領植民地時代から今日までの米国の国家基盤の成り立ちと変化について追究した。移民研究という枠組みを超えて、人の移動を物や

技術の移動と国家基盤に結びつけて論じ、21世紀における国家の変容を展望した点で本書は新しい。そのほかにも以下に見るように、本研究は多くの新視点を提供した。

米国の国家基盤に関しては、既述したように、少なくとも(1)人民、(2)州、(3)連邦政府の3つのレベルで見えていく必要がある。第一の“人民”のレベルは、主権国家を形成する“国民”がどのように変化していくのか、という問題でもある。

第一のレベルに関しては、建国の父祖たちが18世紀に築いた米国の政治の仕組みには、市民だけでなく不法移民も包摂されていることを筆者は見いだした(図書 240~241頁)。米国の統治組織は、18世紀の産物ながら、市民以外の居住者を組み込んだ斬新なものであり、21世紀の変化にも対応しうる柔軟性をもっている。

人口統計は、課税や軍人数を把握するために古くからおこなわれていたが、米国の連邦憲法(1788年発効)が、人口統計を代議制民主主義に結びつけたのは画期的なことだった。この憲法では、各州の下院議員数は、10年ごとのセンサスで確定される各州の人口に比例して配分される。ここでの「人口」には、移民や不法移民も含まれる。また、大統領選挙の本選挙(11月)では、有権者登録をした人々による選挙が実施されるが、各州の一般投票で一票でも多く獲得した候補が、その州の選挙人をすべて獲得し、選挙人をより多く獲得した候補が大統領に当選する。この選挙人とは、各州の上院議員数と下院議員数を足したものからなる。上院議員数は、各州2名であるから、各州の人口に比例した下院議員数が選挙人の多寡を決めるものとなる。こうして不法移民は、米国の統治の仕組みに間接的ながら組み込まれており、米国の国家基盤を内部から変容させる一つの要因になっている。

国家と国民との関係を変化させるものと

して、筆者は、2000年のセンサスから採用されている「複合人種」(2つ以上の人種からなる人々)の統計にも注目した。それまでは、母方あるいは父方の人種に依拠して、センサス回答者の人種を特定する方法をとっていたが、2000年のセンサスからはこうした方法をとることをやめて、その回答者の源流となる人種を複数選択してもらうことにした。複合人種の増加は、人種やエスニシティを軸にして展開してきた米国の国家としての性格を変容させうるものでもある。

第二の州のレベルに関しては、一般に想定されている以上に、米国では州権が根強く存続している。

州権については、英領植民地時代に遡って検討されねばならない。拙著(図書)では、英領植民地時代の特色を、スペイン領アメリカとの比較のなかでとらえたが、宗教改革の渦中にあったスペインは、スペイン領アメリカに対してカトリック以外の異端を許さない閉鎖的な統制色の強い政策をとった。これに対し、約100年遅れて植民を本格化させたイギリスは、キリスト教といってもピューリタンやクエーカーからカトリックに至る多様性を英領植民地に認め、また13の英領植民地の各々の統治の独自性を許容する政策をとった。各植民地は、同じイギリス国王のもとにありながらも、総督は別で、各植民地は独自の議会や課税権をもち、人の移動規制も各植民地がそれぞれ行っていた。

こうした英領の各植民地の独自性は、米国の国家形成を困難にし、一時期は今日の国際連合にも似た連合(1781~88年)を形成していた。また、連邦憲法のもとで、連邦政府と州政府が形成されたのちも、旧植民地の独自性の流れは州権論として引き継がれていった。建国後も米国は連邦政府の優位の確立に力を注がねばならなかった。

米国移民法の歴史では、「1875年の連邦移民法以前は、米国では移民規制がなく自由で

あった」と記述されることがある。しかし、実態は、英領植民地時代には各植民地で、また連合の時代には各邦で、そして連邦政府成立後は州単位で人の移動規制がなされていた。その規制は、外から米国に流入してくる人々に対してだけではなく、州と州の間での人の移動にも適用された。

南北戦争前の米国では、とくに州政府の権限が強い。「移民の国アメリカ」のイメージとは異なり、移民が流入した北部でも州単位で人の移動規制がなされていた。また、奴隷制に基づく南部は、「移民の国アメリカ」のイメージとは対極的に、移民流入の少ない特殊地域を形成していたから（文献リストの雑誌論文）、「移民の国アメリカ」としてアメリカ全体を語ることはできない。

南北戦争で北部が勝利し、州権を盾にして連邦政府に抵抗していた南部が敗退して以降は、連邦政府の優位は、より確固なものになっていった。連邦政府による移民法が制定されていくのも、南北戦争後の 1875 年のことである。しかし、この点に関しても、米国の国名を通じた筆者の研究（文献リストの雑誌論文）からすると、「連邦政府の優位の確立は、20 世紀に入ってから」、あるいは、「州の独自性の主張は米国史に連綿と流れていて、連邦の優位は一般に思われているほど確固としていない」と論じることもできるだろう。

州権論の源流は、既述したように、英領植民地時代にまで遡れ、その後も米国の底流に根強く存在している。その根強さを見ると、今後、進む国家の変容において、州権は新たな意味をもってくるかもしれない。

本研究のなかから見てきたこととして、第三の連邦政府レベルでは、領土の問題もある。米国の国家としての存在は、一般に 50 州に集中して、とくにハワイ、アラスカを除く大陸 48 州を中心にして語られることが多い。また、米国は、「太平洋の向こう側に存

在する国」として描かれることも多いが、これも実態とかけ離れている。米国は、50 州だけで形成されているのではなく、太平洋の日本の領土に近いところにも領土をもっている。米国の全体像を描くには、人や物の移動規制も含めて、50 州以外の領土も視野に入れねばならない。そして、「太平洋の向こう側の国」という虚像を払拭していくことが必要である（文献リストの学会発表）

拙著（図書）では、そのほかにも様々な新しい視点を提供した。例えば、高校の世界史の教科書では、大航海時代においてスペインが環大西洋と環太平洋の双方で往復貿易を始めたことの意義が十分に語られない。しかし、スペインによる両洋貿易の開拓により、アジアの人々は初めて東に向かってアメリカ大陸経由ヨーロッパに行けるようになった。また、マゼランの航海やスペインの対外進出により、ヨーロッパ人は、大航海時代に初めて西に向かって大西洋や太平洋をわたってアジアに行くことができるようになった。

さらに、一般にアメリカの領土拡大は、ジェームズタウン建設（1607 年）以降の一連の西への拡大として描かれるが、1819 年のフロリダ獲得までは第二次百年戦争のなかの出来事であり、スペイン領アメリカやポルトガル領アメリカを含むアメリカ大陸とヨーロッパとの関係のなかで検討されねばならない。また、1845 年以降の領土拡大は、第二次百年戦争とは無関係で、1819 年までとは性質を異にしているから、分けて分析されるべきである。

移民法と移民政策に関しては、米国の対外戦略のなかで、物や技術の移動規制と一体となった分析も行った。米国の対外戦略と人、物、技術などの移動規制との関係は、今後さらに追究されるべき課題となっている。

本研究では、国家の変容という観点から、情報技術革命がもたらす技術開発の変化な

ど、従来の国家を基盤とした政策が限界にきていることにも注目した。また、出入国管理の変化についても検討した。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計 2 件)

(1) 加藤 洋子 「The United States of America と The United States of Europe その連邦制への道のり」
日本大学国際関係研究所『国際関係研究』第 36 巻第 1 号、2015 年 10 月 31 日、1 - 14 頁、査読有。

(2) 加藤 洋子 「人の移動規制と州権 南北戦争前のアメリカを中心に」
日本大学国際関係研究所『国際関係研究』第 34 巻第 1 号、2013 年 10 月 31 日、17 - 29 頁、査読有。

[学会発表](計 1 件)

(1) 加藤 洋子 「境界と国家 アメリカの場合」ポードースタディーズ
北米研究会、2014 年 10 月 11 日、於中央大学

[図書](計 1 件)

(1) 加藤 洋子 『「人の移動」のアメリカ史 移動規制から読み解く国家基盤の形成と変容』彩流社、2014 年 3 月、262 頁。

[産業財産権]

出願状況(計 0 件)

取得状況(計 0 件)

6. 研究組織

(1)研究代表者

加藤 洋子 (KATO, Yoko)

日本大学・国際関係学部・教授

研究者番号：00182345